

令和7年第8回江北町議会（定例会）会議録										
招集年月日	令和7年12月5日									
招集場所	江北町議場									
開散会日時 及び宣言	開議 閉会	令和7年12月12日 午前9時00分 令和7年12月12日 午前9時36分				議長 井上 敏文				
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議席番号 1 2 3 4 5	氏名 酒井明子 古賀里美 田村康 江頭義彦 三苦紀美子	出欠 ○ ○ ○ ○ ○	議席番号 6 7 8 9 10	氏名 土渕茂勝 池田和幸 西原好文 田中宏之 井上敏文	出欠 ○ ○ ○ ○ ○				
会議録署名議員	2番	古賀里美	5番	三苦紀美子	6番	土渕茂勝				
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	山田恭輔	○	健康福祉課長	松田佳世子	○				
	副町長	山下宗人	○	地域づくり課長	宮本大樹	○				
	教育長	牟田久俊	○	農業委員会事務局長	本村健一郎	○				
	総務政策課長	山中博代	○	会計室長	山崎久年	○				
	町民生活課長	吉原和彦	○	こども教育課長	坂元弘睦	○				
	町民生活課参事	武富和隆	○							
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	大島浩二								
	書記	百武久美子								
議事日程	別紙のとおり									
会議に付した事件	別紙のとおり									
会議の経過	別紙のとおり									

議事日程表

▽令和7年12月12日

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 議案第50号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第51号 江北町火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第52号 江北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第5 議案第53号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第6 議案第54号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第55号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第56号 令和7年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第57号 令和7年度江北町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第58号 白木パノラマ公園の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第59号 佐賀のへそ・ふれあい交流センターの指定管理者の指定について

午前9時 開議

○井上敏文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和7年第8回江北町議会定例会会期8日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は委員長報告、討論、採決となっておりますので、議事日程により、逐次議案の審議に入ります。

日程第1 委員長報告

○井上敏文議長

日程第1. 委員長報告を議題といたします。

会期5日目に各常任委員会に付託いたしました議件に関し、各委員長の審査報告を求めま

す。総務文教常任委員会、池田和幸委員長。

○池田和幸総務文教常任委員長

皆さんおはようございます。それでは、総務文教常任委員会の委員長報告をいたします。

今期12月議会定例会、会期5日目の12月9日、私たち総務文教常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第50号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第52号 江北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第53号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第54号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第6号）歳入全部と歳出のうち、款1. 議会費、款2. 総務費のうち総務政策課所管、町民生活課所管、款3. 民生費のうち町民生活課所管、こども教育課所管、款4. 衛生費のうち町民生活課所管、款9. 消防費、款10. 教育費、議案第57号 令和7年度江北町下水道事業会計補正予算（第2号）、議案第59号 佐賀のへそ・ふれあい交流センターの指定管理者の指定について。

以上の付託事件について、12月10日、11日、全委員出席の下、執行部から各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て慎重審査の結果、全議案とも全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

委員会は2日目の11日、関係課の職員とともに、さわやかスポーツセンター、幼児教育センター、ふれあい交流センター・ネイブルの3か所の視察を行いました。

まず最初に、さわやかスポーツセンターでは、今年度に新たに設置された空調設備を視察しました。西側に設置された空調は、既存の器具を使用した空調でしたが、東側にはエアコンをつり下げ式で整備されていました。

ここで画像をお願いします。

（パワーポイントを使用）これがまず、今言っていました既存の空調設備を使った西側の設備です。一応こういう具合に、この部分から暖房、冷房が出る仕組みになっております。

続きまして、これがつり下げ方式ですね。これは東側の部分です。こういう具合に上からですね、一番端のところは長い線を使って、針金というか、スチールを使って落ちないようにはしてきましたが、こういう形で設置をされています。

東側のつり下げ式エアコンの設置方法については、一般的にあまり見られないものであつたため、設計段階で建築の専門家等の意見が反映されているかという意見が出ました。

また、つり下げ式の設置について、地震発生時の安全性に対する不安の声がありました。

こういった不安を解消するためには、今後、定期的な点検の実施をお願いいたします。

続きまして、幼児教育センターでは、防犯カメラの設置状況を確認しました。施設に設置された屋外カメラは、防犯対策として不審者への対応が適切にできているようでした。

また、屋内に設置されたカメラは、児童への虐待防止等に効果がありますが、児童個人のプライバシーへの配慮が必要であるため、注意を払っていただきたいと思います。

今後、カメラの運用に当たっては、適切な管理、運用をお願いいたします。

これもモニターをお願いします。

(パワーポイントを使用) これが屋外から見た、庭のほうから見た施設についているカメラです。これは中のほうに、事務所の中に入れていただきまして、防犯カメラの映像を逐次見ることができる、録画も見られる、拡大して、屋外の不審者も特定して顔まで見られると、非常に機能が整った、新しい、私たちもびっくりしましたけれども、画像もきれいに映っています。

ただ、先ほど言いましたとおり、児童の個人のプライバシーとかいうことも、ある保護者からはそういう意見もあるということなので、その辺の管理、運用はお願いをしたいと思います。

続きまして、3つ目、ふれあい交流センター・ネイブルでは、現在、冷暖房設備の取付工事が行われています。

総務文教常任委員会では、これまで熊本県の宇土市、宇土アリーナや、武雄市のケーブルワン・スポーツパーク等を視察してきました。いずれも、輻射式空調システムを使用した施設でした。

今回、ネイブルに導入される空調は、2階部分に設置されるだけで効果が発揮される最新の器具と説明があり、大変驚きました。

しかし、2階部分の設置で果たして施設全体に冷暖房が十分に機能するかといった疑問の声もありました。

ということで、これも画像をお願いします。

(パワーポイントを使用) まず、これがステージからも空調設備がつくということで、文化、それから、いろいろ式典とかにも、冬でも夏でも冷暖房がステージのほうからでも出るということでした。

これが2階の部分に設置され、今ブルーの、ちょっと見づらいかもしませんが、こここの部分に設置をされるということです。

これが角のほうに少し出っ張っていますけれども、こういう形で空調設備があつて、下の1階のほうは何もつきませんので、例えば、熊本で我々が見に行ったときは1階に輻射熱のパイプが置いてあって、窓側にありましたので、どうしても暗くなっていたんですけど、今回ネイブルでは1階に設置されないので、暗さはないということで、その辺は非常に進歩しているなと思いました。

最後に、来年4月から指定管理者が変更となります。運営面、サービス面、また、雇用の問題等について、担当課だけでなく、町として管理、確認をしっかりとお願いしたいと思います。

以上、委員長報告を終わります。

○井上敏文議長

次に、産業厚生常任委員会、土渕茂勝委員長の審査報告を求めます。

○土渕茂勝産業厚生常任委員長

おはようございます。土渕茂勝です。産業厚生常任委員長報告を行います。

今期12月議会定例会、会期5日目の12月9日、私たち産業厚生常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第51号 江北町火入れに関する条例の一部を改正する条例、議案第54号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第6号）の歳出のうち、款2. 総務費のうち地域づくり課所管、款3. 民生費のうち健康福祉課所管、款4. 衛生費のうち健康福祉課所管、款6. 農林水産業費、款7. 商工費、款8. 土木費、款11. 災害復旧費、議案第55号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第56号 令和7年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第58号 白木パノラマ公園の指定管理者の指定について。

以上の付託事件について、12月10日、11日の両日に執行部から関係職員の出席を求め、詳細なる説明を受けました。

付託された事件については、質疑応答を経て慎重に審査した結果、全議案とも原案どおり異議なく出席委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

なお、当委員会に付託された議案及び関連した議件について、11日、現地視察を行いました。

た。

まず初めに、総務文教常任委員会と合同で、さわやかスポーツセンターの空調設備の視察を行いました。先ほど総務文教常任委員長からの報告のとおりでございます。

その後、歩道のかさ上げによる冠水対策工事が予定されている町道江北駅南線交差点を視察しました。担当課には、隣接する田畠への水の流入も考慮した工事方法を検討するよう要望いたしました。

(パワーポイントを使用) これは現地で、今、図を使って説明を受けております。この場所はちょうど三差路になっていますけれども、こここの道路が低くて、ここに水がたまるということで、この道路、それから、いわゆる歩道ですね。ちょっと上げるわけですけれども、この上げた場合に、この歩道から水が田んぼに入るというのが1つ問題になりました。そういうことで、このところについては十分、田んぼに入らないような形で工事をしていただくということをその現場で申入れをしております。

また、同じ東分～下惣線の道路ですけれども、国道207号との交差点、これについては実施される安全対策についての説明を受けたということでございます。

次に、長江湖排水樋管を視察しました。以前問題となった排水樋管に上る階段は、国交省により整備され、また、のり面は町で張りコンクリートを施工するといった安全対策が取られていました。さらに、ゲートの電動化も完了しており、安全な操作が可能となっているということを確認いたしました。

(パワーポイントを使用) 映像で示しますと、左側が国交省が整備された階段です。右側が、これが町で舗装されております。そして、その奥のほうに水門があります。ちょっと小さくしか見えないですけど、この水門のところに、今回、町で電動化した4か所のゲートの一つですけれども、これを実際ここで課長代理に作動していただいて状況を見ました。非常にこれを操作するときに安全に安心してできるということをよく理解することができました。

その後、農業法人が参入を予定している観音下地区内の農地を視察いたしました。

また、今議会で災害復旧の予算が計上されている8月豪雨等の影響により崩壊した農地のり面の現状を確認いたしました。

(パワーポイントを使用) これが農業法人が参入する予定、観音下の平たんなところですけれども、ここで現在いろいろ作られておりますけれども、非常にチョウセンアサガオなどが繁茂して、非常に難しいところですね。ここに農業法人の参入が予定されているということ

とです。

さらに、一般質問で取り上げられていた上区内の石垣が崩壊している危険箇所を視察いたしました。現地では、近隣の住民の方から不安の声が寄せられました。

また、区から対策を求める要望書も提出されていることから、早期に対策の検討を進めていただくようお願いをいたします。

最後に、町道安坂線落石対策を視察いたしました。落石対策工事は9月12日に完了しましたが、先日の阿蘇地方を震源とする地震の影響による落石が確認されました。現時点では、9月に施工した対策で落石対策はできていると担当者より説明を受けました。道路通行者の安全確保のため、今後も継続的な経過観察をお願いしたいと思います。

現場の様子を映像で示します。

(パワーポイントを使用) ちょっとこれは小さくて見えにくいですけれども、左手が対策をしたところで落ちた石ですけれども、右手が対策した網ですね。

今、報告いたしましたように2つの石がこの網の中に落ちておりました。4か所近くこの網が留めていますけれども、これは今のところ問題がないということで、ただ、今後、大雨や、それから地震があった場合にまた同じようなことが起こる可能性がありますので、大雨が降った、あるいは地震があったときは、現場に調査に行くということを確認していただきました。

以上で報告を終わりたいと思います。

○井上敏文議長

以上、各常任委員会への付託議件について、各委員長からの審査報告は終わりましたので、委員長報告に対する質疑を求めます。質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

山田町長、発言を許可いたします。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。先ほど両委員長から報告をなされましたけれども、一般質問とか議案審議と違って、私自身は立会いをしないものだから、ともすると現地視察での、先ほど言つたいろんな御意見というのはちょっと聞きっ放しに我々もなってしまうというこ

ろがあるなということを先ほど聞きながら思いました。もちろん報告は受けております。

ということで、ちょっと2点だけ私のほうから、先ほどの委員長報告の中にありました御意見に対しまして、少し御説明といいましょうか、させていただきたいと思います。

まず1点は、さわやかスポーツセンターの空調設備であります。

もともと空調まで建築のときに予定されていない。いわゆる後づけということなものですから、ちょっと見た目の悪さがもしあれば、それは一定致し方ないことかなというふうに思っております。

最近は耐震工事をされたビルなんかはもう、思いつ切りバッテンが入ったりして、やはりここはまずはその対策優先ということなんだろうなというふうに思っておりまして、今回のさわやかスポーツセンターも、背後に部屋があれば、ああいうビルドインみたいなやり方ができるんですけど、壁の向こう側は外というところであれば、どうしてもやっぱり今回のよくな設置の方法を取らざるを得ないんじゃないかというふうには思いますが、少し強度のお話を先ほどされました。もとより避難所の環境整備ということで設置をしている空調設備でありますから、例えば、避難中に地震があって、それが落ちてきてみたいなことというのは当然、我々としてはあってはならないことだというふうに思いますし、先ほど言ったように見た目は別として、強度については改めて確認をしたいと思います、その耐震性ということについてはですね。もちろん、確保はされているというふうに思いますけれども、再度確認をするということが安心材料にもなりますし、後顧に憂いを残さないということなのではないかなというふうに思いますので、設計と、さっきの強度の安全度の問題については再度確認をさせていただきたいというふうに思います。

それともう一点は、町道東分～下惣線について、今回、審議の中でも御意見をいただきました。御存じのとおり、今回、予定をしている箇所以外も、基本的には全線的に、特に西側のほうは至るところが冠水をいたします。そういうことで、全線、今、町道ということで認定をさせていただきましたけれども、今後は順次、冠水対策を含めて改修、整備ということを進めていく必要がございますが、そういう中でやっぱり冠水対策ということも1つの柱であります。

そういう中で、先ほどの水の処理ですよね。何を言いたいかというと、当然、道路に水がたまらないということは、その分の水をどう処理するかということが大事な、何というんですか、我々が考えるべきことだというふうに思っております。

単純に道路に水がたまらなくするということだけではなくて、やはり水の処理をどういうふうにするかという観点で、これから計画は立てていく必要があるというふうに思っています。

これも以前、報告があったと思いますけれども、これまで何度もとなくというんですか、下がっては上げ、下がっては上げというふうなことをしているものですから、もしかすると、単純に下がった分を上げるだけです、前にもやりましたというふうなことで片づけてしまいがちですけど、御存じのとおり、今、気象状況は大きく変化しております。以前とはやはりそういう意味では水については今までどおりという考え方ではいけないというふうに思っておりますですから、やはり冠水対策というよりも水の処理というんですか、やっぱりそういうことを念頭に進めていきたいというふうに思いますけど、あと1点目、2点目含めて、ただ何せ、なかなか今、公共事業といいましょうか、公共工事そのものが大変少なくなっている中で、役場自体の技術力の低下というのは、人間の数ということではなくて、正直否めないというところでありますので、何か役場内の特定者の今までの経験とかいうことだけに頼るのではなくて、やはりいろんな技術的にもアップデートしてあるわけですから、ぜひそういう外部の機関であるとか人材等の協力をいただいて、ぜひその技術力の確保ということをしながら、先ほどの2点については今後も進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

それでは、本日の議事日程により、逐次討論、採決をいたします。

日程第2 議案第50号

○井上敏文議長

日程第2. 議案第50号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第50号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

日程第3 議案第51号

○井上敏文議長

日程第3. 議案第51号 江北町火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第51号 江北町火入れに関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

日程第4 議案第52号

○井上敏文議長

日程第4. 議案第52号 江北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第52号 江北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は原案どおり可決と決しました。

日程第5 議案第53号

○井上敏文議長

日程第5. 議案第53号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第53号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は原案どおり可決と決しました。

日程第6 議案第54号

○井上敏文議長

日程第6. 議案第54号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第54号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第6号）は原案どおり可決と決しました。

日程第7 議案第55号

○井上敏文議長

日程第7. 議案第55号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第55号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案どおり可決と決しました。

日程第8 議案第56号

○井上敏文議長

日程第8. 議案第56号 令和7年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立多数であります。よって、議案第56号 令和7年度江北町後期高齢者医療特別会計補

正予算（第1号）は原案どおり可決と決しました。

日程第9 議案第57号

○井上敏文議長

日程第9. 議案第57号 令和7年度江北町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第57号 令和7年度江北町下水道事業会計補正予算（第2号）は原案どおり可決と決しました。

日程第10 議案第58号

○井上敏文議長

日程第10. 議案第58号 白木パノラマ公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第58号 白木パノラマ公園の指定管理者の指定については原案どおり可決と決しました。

日程第11 議案第59号

○井上敏文議長

日程第11. 議案第59号 佐賀のへそ・ふれあい交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第59号 佐賀のへそ・ふれあい交流センターの指定管理者の指定については原案どおり可決と決しました。

皆さんにお知らせいたします。陳情書が提出されております。内容につきましては、お手元に配付しております文書表のとおりでございます。

次に、閉会中の所管事務調査について総務文教常任委員長より申出があつておりますので、お諮りいたします。

総務文教常任委員会については、遊休公共施設等の有効活用事例について、令和8年2月中に福岡県内の先進地へ、閉会中の所管事務調査として付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査は以上のとおり付託することに決しました。

これをもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和7年第8回江北町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、令和7年第8回江北町議会定例会を閉会いたします。

午前9時36分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため
に地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年12月12日

議長 井上敏文

会議録署名議員 古賀里美

会議録署名議員 三苦紀美子

会議録署名議員 土渕茂勝

局長 大島浩二

書記 百武久美子